

徳島県規則第四十七号

徳島県政策創造関係手数料条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県政策創造関係手数料条例施行規則を廃止する規則

徳島県政策創造関係手数料条例施行規則（平成二十四年徳島県規則第四十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。